

大きく異なることが明らかとなった。

以上の成績から、狂犬病の侵入リスクは各都道府県や特定の地区（港湾、空港、海外からの輸入に関連する施設等周辺）で異なること考えられ、狂犬病の侵入が危惧されるリスク地域のスポット的サーベイランスシステムの確立が重要であると考えられた。今後、港湾地域と東京都で得られた成績をさらに有為なものとするためには防御抗体の検査数を増やす必要がある。これと同時に既存の統計情報では明らかでない「飼い主不定のイヌの数や登録犬と未登録犬の予防接種率の実態」をリスク地域ごとに明らかにしていくための安価、簡易かつ安全な「簡易防御抗体検査法」、狂犬病が疑われた場合に安全かつ簡便な初期対応を可能にする「遺伝子診断法」及び国内に無い病原体を検査する場合の課題である安全で信頼性のある「陽性コントロール」の開発が必要と考えられた。

（補）本研究の実施期間中に、ロシア船によるイヌの不法な持ち込みが指摘された港湾地区で、関係自治体機関による数年に渡る積極的な対応が行なわれて状況が改善されたとの報道がなされている。関係資料を「資料4」から「資料8」として添付した。

E. 結論

本研究は、万が一に備えることのできる「狂犬病侵入監視サーベイランスシステム」を確立することが目的である。本年度、狂犬病

侵入リスクが高い港湾地区で捕獲されるイヌの狂犬病ウイルスに対する防御抗体保有率について調査を行ない、不法上陸犬や飼い主の不定な捕獲犬対策が狂犬病侵入リスク地区の重要な課題であることを明らかにした。また、狂犬病の侵入リスクが各都道府県や特定の地区（港湾、空港、海外からの輸入に関連する施設等周辺）で異なることが明らかとなり、狂犬病の侵入が危惧されるリスク地域では、地区に応じたスポット的なサーベイランスシステムの確立が重要と考えられた。今後の研究課題として、既存の統計情報では明らかでない「飼い主不定のイヌの数や登録犬と未登録犬の予防接種率の実態」をリスク地域ごとに明らかにしていくための安価、簡易かつ安全な「簡易防御抗体検査法」、狂犬病が疑われた場合に安全かつ簡便な初期対応を可能にする「遺伝子診断法」及び国内に無い病原体を検査する場合の課題である安全で信頼性のある「陽性コントロール」の開発が必要と考えられた。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

2. 学会発表等

井上 智。日本では起きていない人獣共通感染症 - 世界における狂犬病の現状について。平成14年度（第22回）市民大学。麻布大学。2002年、8月8日、神奈川。

井上 智。我が国を取り巻く狂犬病の状況(危機管理の観点から考える狂犬病への対応の重要性)。日本小動物獣医師会2002年年次学会。2002年、10月6日、仙台。

井上 智、佐藤 克。タイ国で観察された麻痺型狂犬病の一例に関する臨床所見等(CD-ROMの解説)。平成14年度狂犬病予防等技術研修会。厚生労働省健康局結核感染症課。2002年、11月8日、東京(三田共用会議所講堂)

井上 智。ズーノーシスのリスクアナリシスモデル、一韓国の狂犬病一。「ズーノーシスのリスクアナリシスを考える」。第2回「人と動物の共通感染症研究会」シンポジウム、2002年、11月9日、東京。

井上 智。野生動物からの感染症。教育講演：人獣共通感染症一最近の話題。第65回獣医麻酔外科学会／第31回日本比較臨床医学会合同学術集会、2003年、1月11日、山口。

井上 智。狂犬病について(世界の発生状況と日本で必要な予防と発生時の対応について)。東京都動物愛護相談センター所内技術講習会。2003年、2月14日、東京。

井上 智。5. 狂犬病の危機管理対応 一 地方自治体における対応および検査の実際。

平成14年、希少感染症診断技術研修会。厚生労働省健康局・結核感染症課、国立感染症研究所。2003年、2月18日、東京。

井上 智。狂犬病について(世界の発生状況と日本で必要な予防と発生時の対応について)。人獣共通感染症に関する講習会。長野県獣医師会長野支部主催。2003年、2月21日、長野。

井上 智。動物由来感染症としての狂犬病(世界での発生状況と日本で必要な予防について)。平成14年度公衆衛生講習会。宮崎県獣医師会主催。2003年、3月1日、宮崎。

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

表1. 港湾地区のイヌの登録状況等（平成13年度）

調査項目	調査地			
	稚内	根室（花巻）	小樽	伏木富山
登録頭数	2,150	1,718	5,545	10,486
注射頭数	1,582	1,308	4,894	8,913
接種率（%）	73.6	76.1	88.3	85.0
抑留頭数	18	19	71	66
野犬掃討数	32	122	-	103
苦情受理件数	89	154	168	195

cf. (-) : データなし。

表 2. 平成 14 年度に港湾地区で捕獲及び引き取りされた
イヌの抗狂犬ウイルス防御抗体保有率

捕獲地域： %	(防御抗体を保有するイヌの数 / 検査したイヌの数)
稚内： 0.0 (0 / 4)	北海道： 19.3 (11/57)
小樽： 29.6 (8 / 27)	
根室 (花巻)： 11.5 (3 / 26)	
伏木富山： 56.5 (13/23)	全体： 30.0 (24/80)

cf. 中和抗体価が ≥ 0.5 IU/ml を示した血清のイヌについて防御抗体保有とした。

表3. 稚内港地区で捕獲及び引き取りされたイヌの狂犬病防御抗体保有状況
(防御抗体を保有するイヌの数/検査したイヌの数)

イヌの由来	%	捕獲・引き取り犬の内訳			成犬の数/総数
		住宅	港湾	郊外	
捕獲	0.0 (0/4)	(0/2)	(0/2)	(0/0)	2/4
引き取り	- (-)	-	-	-	-

cf. 中和抗体価が ≥ 0.5 IU/ml を示した血清のイヌについて防御抗体保有とした。
おおよそ1歳以下の捕獲犬を幼犬とした。
引き取り犬はなかった。

表 4. 小樽港地区で捕獲及び引き取りされたイヌの狂犬病防御抗体保有状況
(防御抗体を保有するイヌの数/検査したイヌの数)

イヌの由来	%	捕獲・引き取り犬の内訳			成犬の数/総数
		住宅	港湾	郊外	
捕獲	41.7 (5/12)	(3/ 7)	(1/ 3)	(1/ 2)	12/12
引き取り	20.0 (3/15)	(3/15)	(0/ 0)	(0/ 0)	0/15

cf. 中和抗体価が ≥ 0.5 IU/ml を示した血清のイヌについて防御抗体保有とした。
およそ 1 歳以下の捕獲犬を幼犬とした。

表5. 根室（花咲）港地区で捕獲及び引き取りされたイヌの狂犬病防御抗体保有状況
 （防御抗体を保有するイヌの数／検査したイヌの数）

イヌの由来	%	捕獲・引き取り犬の内訳			成犬の数／総数
		住宅	港湾	郊外	
捕獲	12.5 (3/24)	(0/ 4)	(1/10)	(2/10)	20/24
引き取り	0.0 (0/ 2)	(0/ 0)	(0/ 1)	(0/ 1)	1/ 2

cf. 中和抗体価が ≥ 0.5 IU/ml を示した血清のイヌについて防御抗体保有とした。
 およそ1歳以下の捕獲犬を幼犬とした。

表 6. 伏木富山港地区で捕獲及び引き取りされたイヌの狂犬病防御抗体保有状況
 (防御抗体を保有するイヌの数/検査したイヌの数)

イヌの由来	%	捕獲・引き取り犬の内訳			成犬の数/総数
		住宅	港灣	郊外	
捕獲と引き取り	56.5 (13/23)	(8/11)	(0/ 0)	(4/12)	23/23

cf. 中和抗体価が ≥ 0.5 IU/ml を示した血清のイヌについて防御抗体保有とした。
 およそ 1 歳以下の捕獲犬を幼犬とした。
 捕獲と引き取りの区分けを行なわなかった。

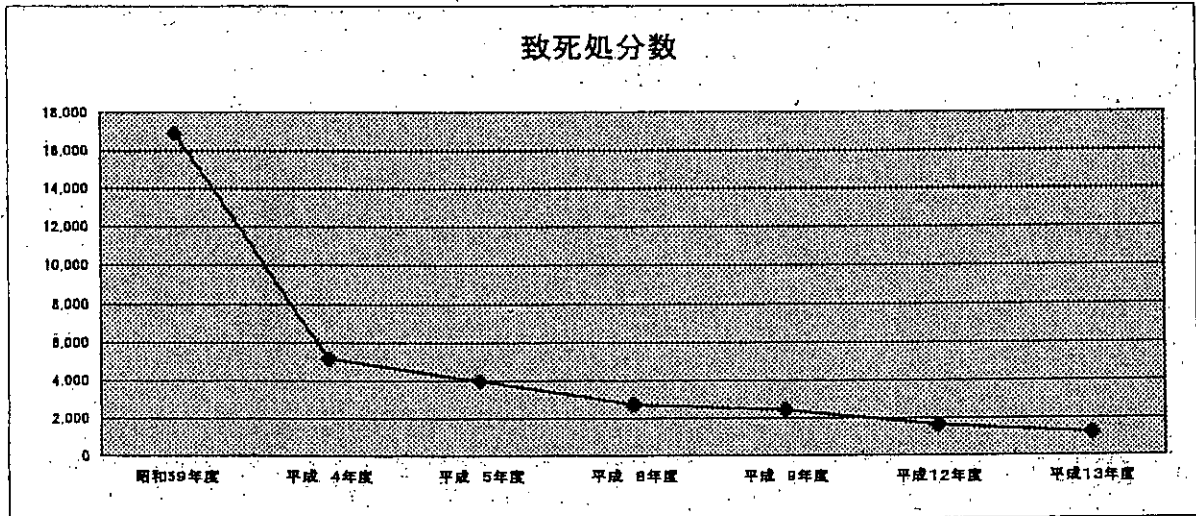
表7. 東京都で捕獲及び引き取りされたイヌの狂犬病防御抗体保有状況
 防御抗体保有率(%)、(防御抗体を保有するイヌの数/検査したイヌの数)

捕獲地域	年度									
	S59	H4	H5	H8	H9	H12	H13			
東京都	10 (1/ 9)	30 (3/10)	50 (5/10)	11 (1/ 9)	30 (3/10)	38 (3/ 8)	60 (6/10)			
23区	-	0 (0/ 5)	80 (4/ 5)	0 (0/ 5)	40 (2/ 5)	33 (1/ 3)	20 (1/ 5)			
多摩地区	-	60 (3/ 5)	20 (1/ 5)	25 (1/ 4)	20 (1/ 5)	40 (2/ 5)	100 (5/ 5)			

cf. 中和抗体価が ≥ 0.5 IU/ml を示した血清のイヌについて防御抗体保有とした。

S: 昭和、H: 平成。

図1. 東京都における飼い主不定な捕獲・引き取り犬の
年度別致死処分数の推移



動物愛護相談センター事業概要から転載

平成15年2月
竹重

年 度	致死処分数
昭和59年度	16,904
平成4年度	5,160
平成5年度	3,972
平成8年度	2,738
平成9年度	2,438
平成12年度	1,634
平成13年度	1,227

图 2 (稚内港周囲の地図)

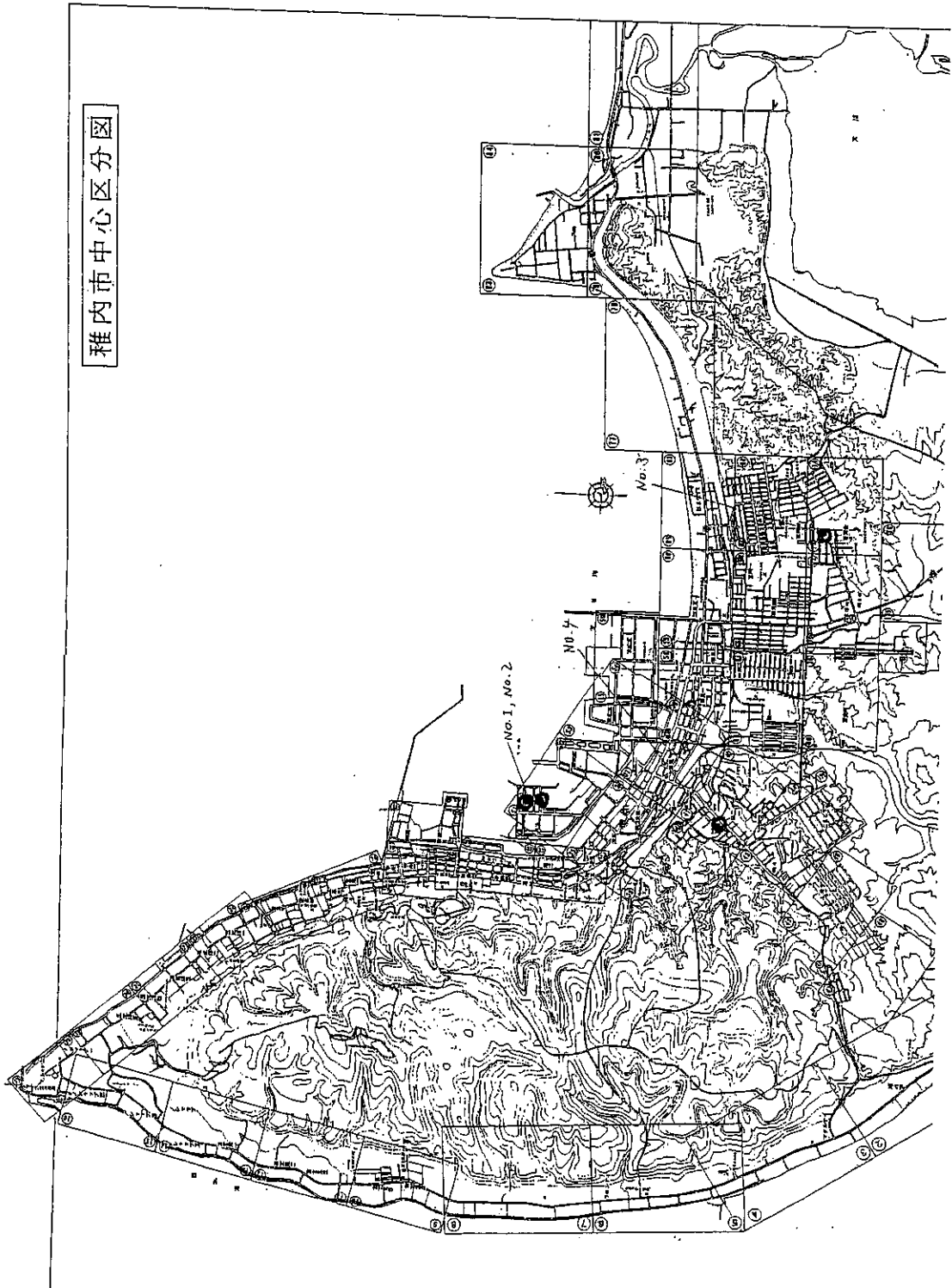


図3 (小樽港周囲の地図)

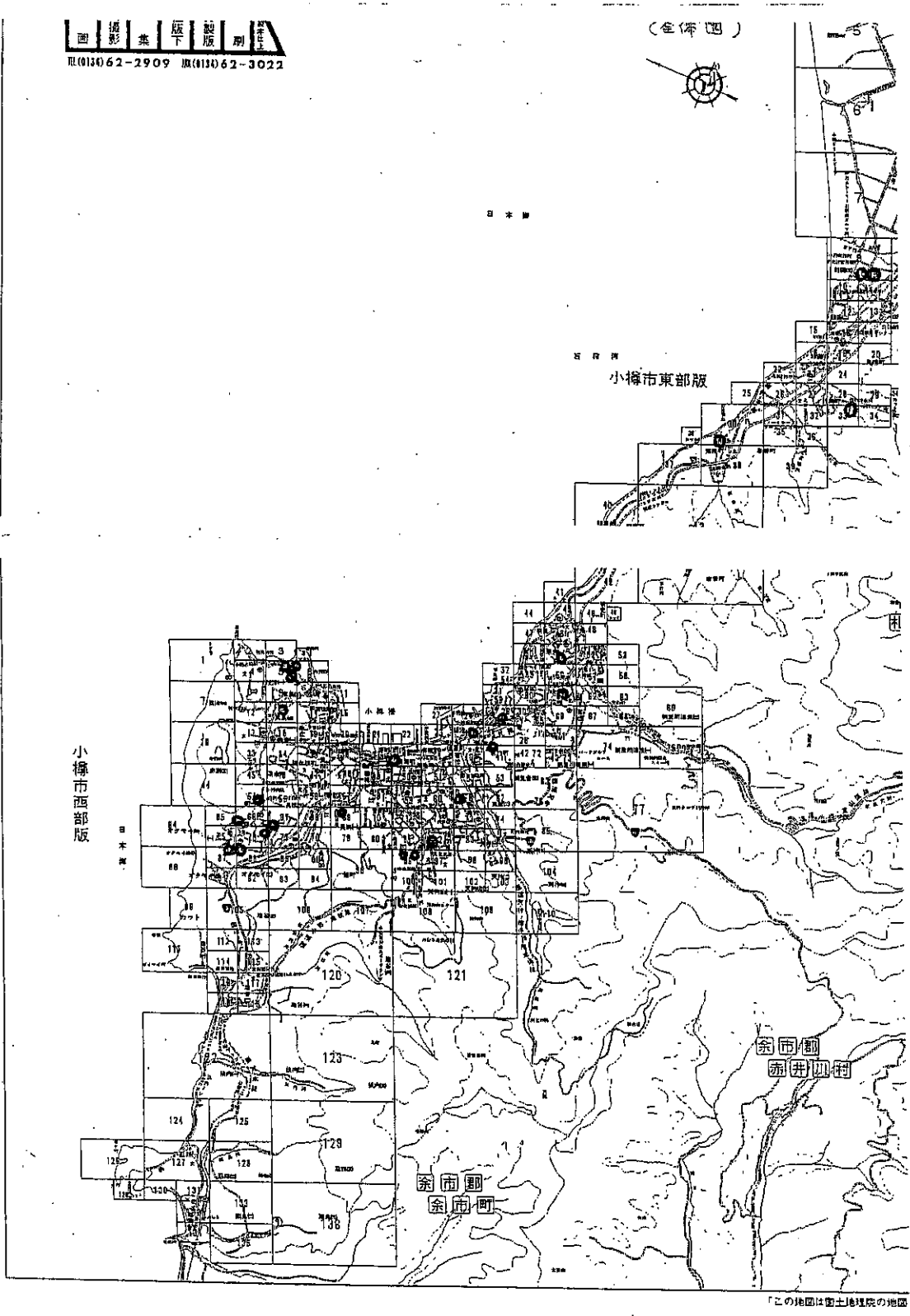


图 4 (根室・花咲港周囲の地図)

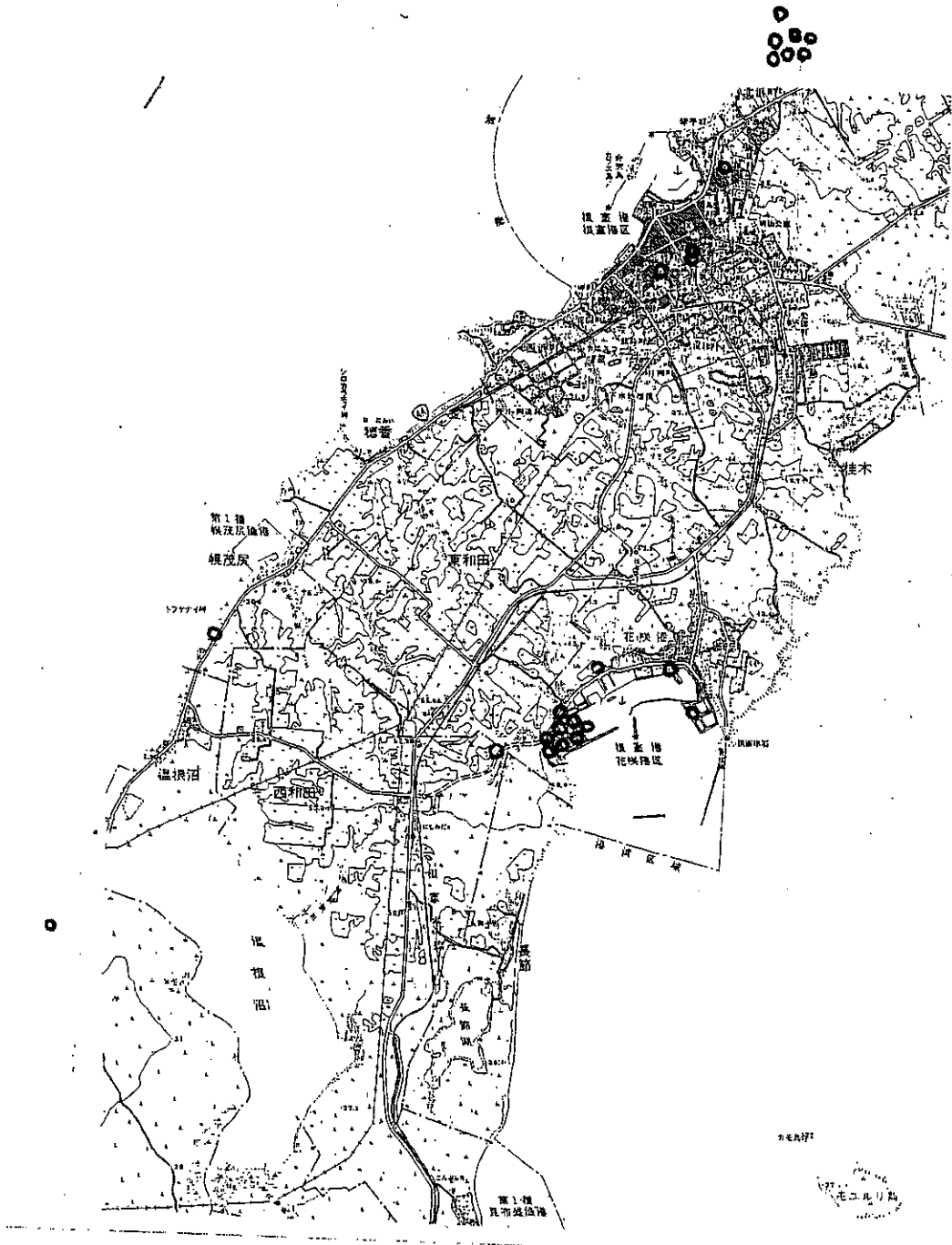
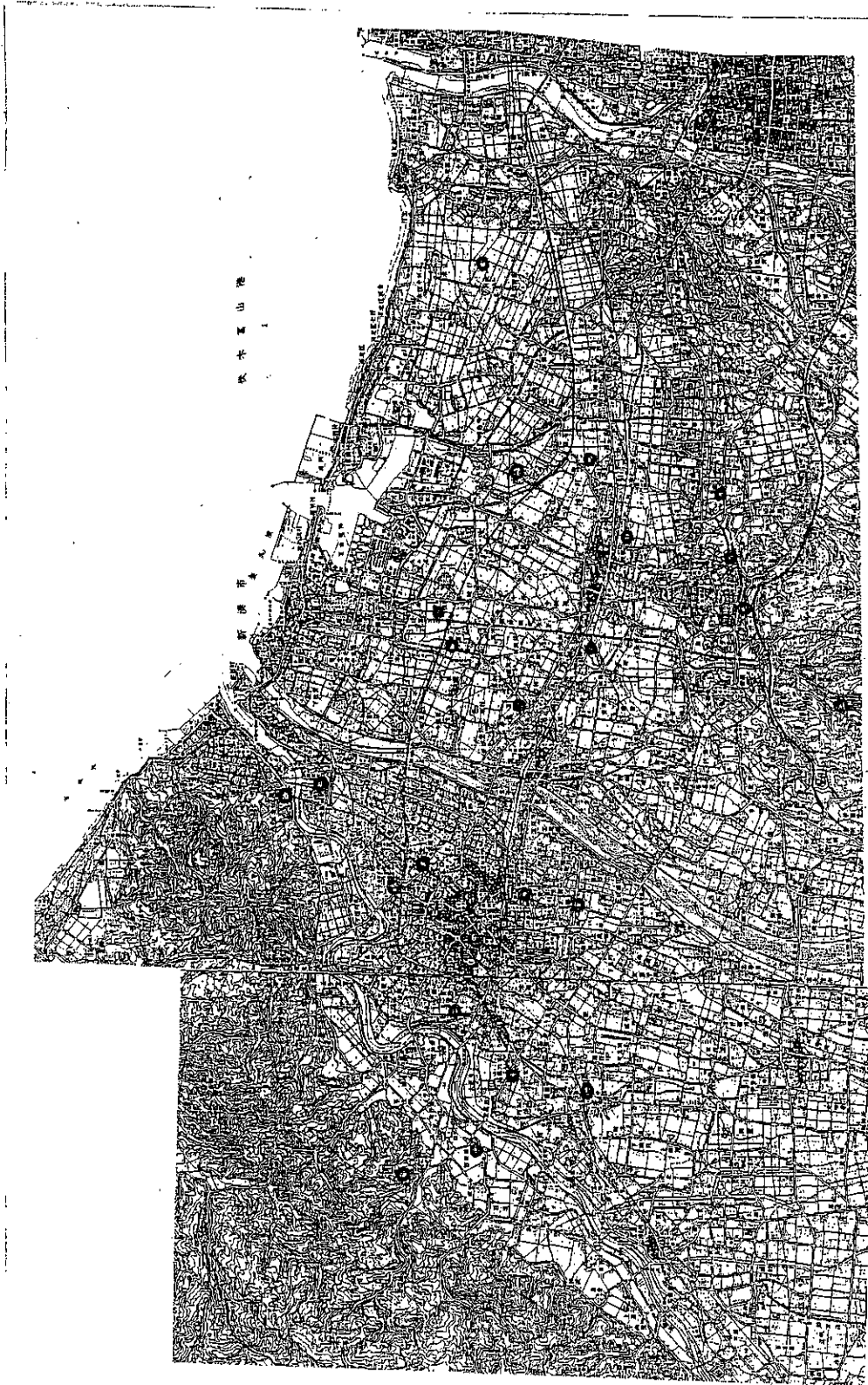


図5 (伏木富山港周囲の地図)



資料1：'犬の登録頭数等の年次別推移（昭和35年～平成12年度）

	登録頭数	予防注射頭数	抑留頭数(A)	返還頭数(B)	差引頭数(A-B)
昭和35年	1,905,080	3,075,417	396,790	68,650	328,140
40	2,362,632	3,999,176	485,109	60,791	424,318
45	2,895,036	4,640,577	636,689	49,381	587,308
50	3,197,228	5,157,812	602,453	21,351	581,102
55	3,178,970	5,223,372	438,147	13,595	424,552
59	3,502,190	5,870,768	345,136	13,714	331,422
60※1	3,430,916	3,460,920	350,043	13,425	336,618
61	3,537,275	3,514,607	325,934	13,286	312,648
62	3,560,353	3,486,825	317,755	12,621	305,134
63	3,022,436	3,598,046	316,787	13,528	303,259
平成元年	3,726,229	3,697,397	297,454	12,210	285,244
2	3,889,612	3,862,619	288,659	11,863	276,796
3	3,913,500	3,888,926	269,987	12,132	257,855
4	4,055,708	4,041,703	251,593	12,180	239,413
5	4,114,874	4,088,435	243,207	12,605	230,602
6	4,143,370	4,111,445	244,061	13,142	230,919
7	4,223,830	4,303,566	225,873	14,790	211,083
8	4,799,379	4,283,977	210,851	14,926	195,925
平成9年度※2	5,137,331	4,450,606	202,578	15,638	186,940
10	5,424,157	4,479,486	191,693	17,932	173,761
11	5,645,424	4,578,277	166,647	16,308	150,339
12	5,779,462	4,606,527	151,574	15,336	136,238

※1 昭和60年4月から予防注射を受けるべき期間が半年から1年に改められたことに伴い、予防注射頭数には従前の制度によるもの（1月～3月）と改正後のもの（4月～12月）が含まれる。

※2 平成9年度から、年度単位の集計となった。

資料2：犬の登録頭数等

平成12年度

	登録頭数 (年度末現在)	予防注射頭数	注射率	徘徊犬の抑留及び返還頭数	
				抑留	返還
全国	5,779,462	4,606,527	79.7%	151,574	15,336
北海道	243,802	193,296	79.3%	1,823	627
青森県	82,880	64,934	78.3%	2,452	208
岩手県	84,604	76,244	90.1%	2,301	185
宮城県	129,899	112,667	86.7%	1,656	436
秋田県	50,692	39,851	78.6%	1,168	127
山形県	49,697	47,778	96.1%	611	280
福島県	108,659	86,241	79.4%	3,716	358
茨城県	163,833	132,343	80.8%	4,910	49
栃木県	107,449	81,801	76.1%	4,635	169
群馬県	149,976	126,443	84.3%	4,370	384
埼玉県	311,772	249,197	79.9%	5,993	739
千葉県	265,888	202,528	76.2%	8,671	644
東京都	322,315	247,540	76.8%	3,182	1,342
神奈川県	329,652	291,122	88.3%	2,683	1,073
新潟県	101,856	94,772	93.0%	1,221	495
富山県	47,632	40,456	84.9%	455	162
石川県	42,826	31,577	73.7%	737	117
福井県	28,962	22,122	76.4%	1,655	61
山梨県	58,922	48,931	83.0%	1,452	157
長野県	141,732	137,094	96.7%	1,944	521
岐阜県	125,520	107,469	85.6%	1,828	205
静岡県	225,616	180,936	80.2%	2,190	353
愛知県	387,237	331,599	85.6%	4,007	992
三重県	120,656	93,099	77.2%	2,653	272
滋賀県	76,317	53,932	70.7%	3,122	114
京都府	100,840	71,732	71.1%	829	149
大阪府	244,649	174,044	71.1%	3,471	367
兵庫県	257,356	202,935	78.9%	3,414	380
奈良県	53,666	41,297	77.0%	854	52
和歌山県	45,529	32,379	71.1%	2,492	174
鳥取県	29,370	20,764	70.7%	752	97
島根県	39,620	33,850	85.4%	2,437	61
岡山県	87,893	62,062	70.6%	3,210	217
広島県	118,738	93,504	78.7%	1,463	131
山口県	88,013	72,901	82.8%	3,219	189
徳島県	37,809	27,708	73.3%	4,554	82
香川県	58,357	44,357	76.0%	6,993	115
愛媛県	81,079	55,734	68.7%	5,951	198
高知県	43,618	32,002	73.4%	2,326	163
福岡県	227,261	163,905	72.1%	7,723	695
佐賀県	48,203	38,109	79.1%	3,251	107
長崎県	72,128	54,416	75.4%	2,490	166
熊本県	106,992	80,963	75.7%	6,864	262
大分県	65,542	45,758	69.8%	4,045	136
宮崎県	65,608	51,618	78.7%	3,171	208
鹿児島県	99,482	84,228	84.7%	5,387	533
沖縄県	49,315	28,289	57.4%	7,243	784

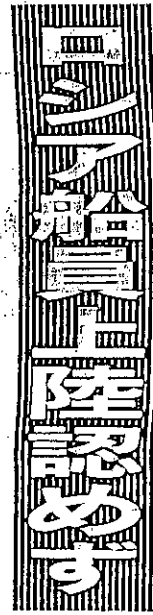
資料3

平成13年度 狂犬病予防・動物管理関係報告

区市町村	登 録										注 射		
	期末現在 登録頭数	鑑 札 交付数	内 訳				変更届 件 数	死亡届 件 数	原 簿 送付数	済票交付 総数	内 訳		
			登録	再交付	無償	交換					交付	再交付	
総 数	335,828	41,138	35,594	2,343	121	3,080	20,075	21,507	2,528	258,667	258,486	181	
千代田区	677	86	68	4	0	14	67	35	6	525	525	0	
中央区	1,258	207	178	14	0	15	121	60	9	998	996	2	
港区	4,334	667	583	38	1	45	415	155	28	2,851	2,849	2	
新宿区	5,379	752	645	63	0	44	532	322	21	4,103	4,097	6	
文京区	4,050	513	459	32	2	20	395	255	16	3,173	3,172	1	
台東区	3,641	474	428	18	0	28	417	233	14	2,891	2,887	4	
墨田区	4,841	659	581	46	0	32	579	338	19	3,939	3,936	3	
江東区	7,439	1,061	955	27	0	79	626	413	37	5,710	5,707	3	
品川区	6,462	840	730	54	28	28	597	397	56	5,130	5,128	2	
目黒区	6,167	909	745	81	0	83	548	326	51	4,661	4,658	3	
大田区	17,359	2,843	2,015	76	10	742	1,776	1,287	331	13,630	13,619	11	
世田谷区	22,967	2,935	2,566	101	3	265	1,599	1,186	118	17,576	17,554	22	
渋谷区	4,867	752	647	54	0	51	474	208	41	3,448	3,443	5	
中野区	6,106	784	691	48	0	45	664	466	27	4,652	4,652	0	
杉並区	15,339	1,742	1,499	86	0	157	1,015	786	64	10,685	10,677	8	
豊島区	5,173	541	457	34	0	50	365	274	28	3,693	3,689	4	
北区	6,278	685	592	50	0	43	595	464	31	4,716	4,706	10	
荒川区	4,410	470	442	9	13	6	277	208	22	3,115	3,115	0	
板橋区	11,004	1,387	1,188	137	1	61	699	496	42	8,579	8,572	7	
練馬区	17,857	1,999	1,790	97	0	112	1,349	1,067	164	14,014	14,011	3	
足立区	16,074	2,000	1,853	46	0	101	1,308	1,125	55	11,866	11,858	8	
葛飾区	10,307	1,079	991	35	0	53	839	565	22	6,979	6,975	4	
江戸川区	14,956	1,929	1,774	90	0	65	1,844	1,515	62	11,116	11,103	13	
八王子市	20,920	2,216	1,939	136	0	141	985	1,584	158	16,753	16,747	6	
立川市	4,939	555	488	28	0	39	0	240	32	3,894	3,891	3	
武蔵野市	3,756	480	407	35	0	38	65	206	42	2,886	2,883	3	
三鷹市	4,807	571	477	47	0	47	28	307	55	4,004	4,001	3	
青梅市	6,095	631	561	31	0	39	78	438	34	4,971	4,968	3	
府中市	7,198	846	707	94	0	45	46	432	47	4,985	4,983	2	
昭島市	3,559	381	338	15	0	28	78	215	18	2,767	2,766	1	
調布市	6,049	674	613	39	22	0	12	127	37	4,486	4,482	4	
町田市	17,554	2,105	1,864	162	0	79	360	1,602	225	14,853	14,848	5	
小金井市	3,358	399	341	39	0	19	58	173	31	2,576	2,570	6	
小平市	5,403	643	543	40	0	60	54	318	49	4,346	4,344	2	
日野市	5,783	621	524	15	3	79	15	378	51	4,932	4,931	1	
東村山市	4,375	523	418	58	0	47	74	361	42	3,783	3,783	0	
国分寺市	3,372	412	348	42	0	22	61	175	29	2,766	2,765	1	
国立市	2,161	279	246	18	0	15	38	143	37	1,683	1,678	5	
福生市	1,938	197	159	19	0	19	21	119	47	1,418	1,417	1	
狛江市	2,107	277	245	14	0	18	45	222	23	1,730	1,730	0	
東大和市	3,044	335	290	26	0	19	35	192	28	2,428	2,427	1	
清瀬市	1,962	234	209	8	1	16	14	178	12	1,554	1,554	0	
東久留米市	3,312	376	322	32	0	22	32	186	18	2,550	2,550	0	
武蔵村山市	3,450	363	310	37	0	16	52	149	25	2,466	2,465	1	
多摩市	3,758	463	388	30	17	28	49	181	31	2,939	2,935	4	
福城市	2,621	328	298	11	0	19	39	203	18	1,920	1,919	1	
羽村市	2,056	225	190	25	3	7	49	132	15	1,698	1,697	1	
あきる野市	4,846	496	438	37	0	21	46	232	35	3,812	3,810	2	
西東京市	5,012	723	636	33	13	41	586	426	81	4,068	4,065	3	
瑞穂町	1,829	182	160	12	3	7	0	130	19	1,479	1,478	1	
日の出町	1,053	92	79	8	0	5	6	89	2	850	850	0	
檜原村	228	18	17	1	0	0	0	6	1	176	176	0	
奥多摩町	574	31	28	3	0	0	2	44	2	400	400	0	
大島町	618	39	36	2	0	1	1	40	0	489	489	0	
利島村	16	4	1	1	0	2	0	1	0	17	17	0	
新島村	259	30	24	3	1	2	5	27	1	243	243	0	
神津島村	86	7	7	0	0	0	0	3	1	78	78	0	
三宅村	144	3	2	1	0	0	0	14	15	79	79	0	
御蔵島村	13	1	1	0	0	0	0	1	0	13	13	0	
八丈町	506	50	49	1	0	0	2	42	2	413	413	0	
青ヶ島村	19	4	4	0	0	0	3	1	1	20	20	0	
小笠原村	103	10	10	0	0	0	6	9	0	92	92	0	

根室、釧路

外国人漁業 中古車持ち帰りも



「釧路、根室」ロシヤの漁船の輸入品を調査して、三日、根室、石原港に輸入されたロシヤの船員の上陸が事実上許可された。釧路港から古車を持ち帰るロシヤ船も水産物の指図を認められた。いよいよ外国人漁業の盛況が、釧路、根室の漁港に波及した。往來するロシヤ船の漁獲物も、地味には目立って増加している。



購入した中古車の積み出しが認められなかったロシヤ漁船、釧路港
=3日午前11時、

「釧路、根室」ロシヤの漁船が、ロシヤの船員の上陸が事実上許可された。釧路港から古車を持ち帰るロシヤ船も水産物の指図を認められた。いよいよ外国人漁業の盛況が、釧路、根室の漁港に波及した。往來するロシヤ船の漁獲物も、地味には目立って増加している。

「やっていけない」

頭抱える 商工業者

「釧路、根室」ロシヤの漁船が、ロシヤの船員の上陸が事実上許可された。釧路港から古車を持ち帰るロシヤ船も水産物の指図を認められた。いよいよ外国人漁業の盛況が、釧路、根室の漁港に波及した。往來するロシヤ船の漁獲物も、地味には目立って増加している。

「釧路、根室」ロシヤの漁船が、ロシヤの船員の上陸が事実上許可された。釧路港から古車を持ち帰るロシヤ船も水産物の指図を認められた。いよいよ外国人漁業の盛況が、釧路、根室の漁港に波及した。往來するロシヤ船の漁獲物も、地味には目立って増加している。

「釧路、根室」ロシヤの漁船が、ロシヤの船員の上陸が事実上許可された。釧路港から古車を持ち帰るロシヤ船も水産物の指図を認められた。いよいよ外国人漁業の盛況が、釧路、根室の漁港に波及した。往來するロシヤ船の漁獲物も、地味には目立って増加している。

ロシア船員上陸許可

札幌入管が方針転換

根室・稚内

密輸入物の輸入阻止策で、ロシア船に対する外国人漁業の規制に関する法律(分規法)が厳格に適用され、根室・花咲港などロシア船の上陸が事実上不可能となっていた問題で、札幌入管事務所は四日、不許可の措置を止め、三月末までに同様に船員の上陸を認める方針を明らかにした。法務省入国管理課と水産庁などの協議にもよるもので、道内各港でロシア船員の上陸が開始された。

三日まで船員の上陸が認められなかったことについて札幌入管事務所は「不許可にしたのは、まず、対応を適切にしていた」としている。

根室・花咲港は四日、再申請し、同日午前、釧路下り「漁船」と判断され、午後、ロシア漁船が上陸し、申請のたき三十八人すべての上陸が許可された。

稚内港も四日朝、入管事務所から指示がきた船員が、水産庁職員に二艇はともにロシアが

らカニを積載してきた船舶などができるとなると、船員はそれぞれ八人と十五人が、一人ずつ、根室商工会議所の北村信人会頭は「驚いた。これまで上陸が認められなかった。代りに、船員が買物

をできるというが、一時では、爆発的な流行はないとされている。日本では年に一度の狂犬病の予防接種が義務付けられているが、ロシアの手防接種の義務や抗体検査結果などは分かっていない。

ロシア船多い道内3港

狂犬病抗体を調査

犬 野良
野 野

道内の港に到着するロシア船から犬が検疫を受けずに上陸しているのがあることから、海保庁は本年夏、釧路、函館、札幌の日本の大を対象に、狂犬病の予防接種を促している。かどうかの抗体調査を行う。

在道内は、国内で四十年前以上発生していないが、ロシアをめぐり世界の多くの国では発生

畜で犬を飼育して対症に生かしている。在道内は犬を飼育している。調査は、国立感染症研究所(東京)協力し、ロシア船の乗組員、内と小樽、根室、稚内、くをはいかいます。野良犬がどの程度、狂犬病の抗体を持っていないかを調査する。調査の時期や対象は、厚生省にまかす。全体が70%が抗体を持つ集団

道内では、野良犬の増加が、ロシア船の上陸を促している。野良犬の増加が、ロシア船の上陸を促している。野良犬の増加が、ロシア船の上陸を促している。

カニ入港 途端に激減

新たな「抜け道」 水産で摘発 市場早くも品不足



稚内市内の土産物店に並ぶカニ。ロシア産が主のタラバは値が上がりはじめている(午前9時半)

偽造書類を使ったロシアからのカニ密輸に対し、水産庁が正確な税関申告書提示を求めるなど取り締まりを強化してから十日が過ぎた。入港船数が三分の一以下に減る一方で、韓国政府発行の見せかけた偽造書類を平手な、新手法の「抜け道」が見破られて追手処分になるケースも相次ぐ。十年間続いた違法状態のもと、全国のカニ流通量の半分近くを賄うまでになったロシア産のカニ。取り締まり強化は、早くも想定外を招き、市場価格が上がる一方、ロシア船相手に高値をつけてきた地元産の売り上げが落ち込むなど、各方面で影響が出始めている。

道内には、カニを運ぶロシア船の八割が集中する。絞別港に派遣された水産庁の隊員が四月四日、ロシア船が示した「ポトトリヤ」(輸出証明書)に目を疑った。すべて偽造と判明したロシア船の積出証明書(代わり、韓国政府発行の証明書が示された)が一見して偽造と分かる代物だった。翌五日も同様の証明書を示した船が過去に処分になったほか、小樽港では早くも偽造品密輸申告書を示した船が追手を求められた。

稚内港では、三日に入港した漁船が、八百匹のタラバを運ぶ一方、全国で水産庁によると、全国で今月一日からの一週間に入港したロシア船は三十七隻、通算で約三万七千匹が輸入された。そのうち、この十日で約一萬五千匹が輸入された。そのうち、この十日で約一萬五千匹が輸入された。そのうち、この十日で約一萬五千匹が輸入された。

入港後、田舎島・古釜布の税関が届けられたとされる申告書と照合して同様に提出したが(書類上は偽造品か)。(水産庁) だったため、自主退去処分となった。

税関書類偽造「マフィア関与」

対応遅れた関係省庁

外国漁船が港湾から直接市内でロシア人射殺事件がその一月後、水産庁は隠蔽することを禁じた日、カニの密輸、密輸に本を法律を適用するためロシア船が関与している。ロシア船の動きは、関係省庁の動きは、海上保安庁がロシア船の密輸を強化し、独自に取り締りを出した。昨年八月、「輸出証明書」発行しない」と回答し、同年八月には、稚

了船は稚内港を離れてシロツクリ(シロツクリ)である。「二重」(非他的経済水域)の枠に縛られてきた稚内漁業に代わり、地元経済はロシア産のカニ取引に支えられてきた。これまでも見逃されてきたが、なせ突然認められなくなるか。稚内市の水産業者は不満を露わにした。

また、入港したロシア船に燃料や食料を販売していた市内の業者も「このままでは死活問題」と苦言を呈する。

市内で流通するカニは、約四万匹、輸入品が約一十二万匹、そのうちロシア産が約七万匹を占めている。一九九〇年代初頭は二十万匹に達した。そのうち、この十日で約一萬五千匹が輸入された。そのうち、この十日で約一萬五千匹が輸入された。

花咲港でも偽の貨物税関申告書、カレイ船自主退去、水産庁は十日、根室の花咲港に入港したロシア船のカレイ漁船が、偽の貨物税関申告書所持していたとして、この船を自主退去処分とした。同行なびは